

# 第5次串間市障がい者計画・第8期串間市障がい福祉計画・第4期串間市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書

## 1 委託業務名

第5次串間市障がい者計画・第8期串間市障がい福祉計画・第4期串間市障がい児福祉計画策定業務委託

## 2 受託者の決定

別紙「第5次串間市障がい者計画・第8期串間市障がい福祉計画・第4期串間市障がい児福祉計画策定業務委託プロポーザル実施要領」に基づき選定し、契約する。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務委託の内容

本委託業務は、次期計画等の策定に関する一式とし、策定にあたっては、国及び宮崎県の計画との整合を図りつつ、「串間市長期総合計画」「串間市地域福祉計画」「串間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「串間市子ども・子育て支援事業計画」など関連するほかの計画との整合を図り、概ね以下の業務内容とする。なお、この仕様書は、次期計画等の策定に必要と思われる事項を明記しており、プロポーザルにおいて決定した受託者の企画提案により調整する場合がある。

なお、感染症等の影響により実施が困難と判断した事項については、本市と受託者が対応を協議して決定する。

### (1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障がい福祉をめぐる施策動向、本市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、本市が提供するデータや資料を基に整理分析を行う。

### (2) アンケート調査の実施支援

計画対象者における福祉ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、結果をとりまとめる。

受託者は、①調査票の設計 ②回収後の調査結果の入力・集計・分析 ③アンケート調査結果報告書の作成を実施する。

委託者は、①調査票の印刷 ②発送用及び回収用封筒の作成 ③宛名ラベルの作成 ④封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 ⑤対象者の抽出、調査票の配布・回収を行う。また、返信郵便物は、宛先を本市とした上で串間郵便局留めとする。

### 【アンケート調査の実施概要】

調査区分対象	障害者手帳所持者及び特定疾病医療給付受給者 ただし、調査区分は必要に応じて変更できる
サンプル数 (予定数)	① 身体 960 票、②知的 230 票、③精神 140 票、④特定疾病 20 票 合計 1,350 票
調査方法	郵送による配布・回収
調査票種類数	1 種
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

#### (3) 関係団体へのヒアリング調査の実施

障がい児者支援を実施している関係団体及び本市関係部署に対して、市とともにヒアリング調査を実施する。受託者はヒアリング調査の実施にあたっては、ヒアリング項目をまとめたヒアリングシートを作成する。

#### (4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

また、(1)、(2) 及び (3) の分析結果等も踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画において、重点的に取り組む事項等を検討する。

#### (5) 障がい福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障がい福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

#### (6) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

#### (7) パブリックコメントの実施支援

本市公式サイトを活用したパブリックコメントの実施を支援する。

#### (8) 計画案の校正

本市で確定した計画最終案を校正し、印刷前原稿として納品すること。

#### (9) 障害者施策審議会等の運営支援

計画内容を審議するために設置される障害者施策審議会及び障がい者自立支援協議会（それぞれ2回程度開催予定）に出席し、運営を支援するとともに、それらに必要な資料を作成し、会議録の作成を行う。また、審議討議結果はその後の作業に反映させるものとする。

#### (10) 障害保健福祉関係主管課長会議資料等の要約版の納品

今後の障がい者支援制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に表示されると想定される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料を分かり易く作成し納品すること。

#### (11) 打合せ協議

業務の円滑な進行のため、常に事務局と綿密な連絡を取り、本市が求める

場合又は必要に応じて打合せを行い、協議録を作成する。

## 5 成果品

- (1) アンケート調査結果報告書：モノクロ出力1部
- (2) 第5次申間市障がい者計画・第8期申間市障がい福祉計画・第4期申間市障がい児福祉計画書（A4判、約160頁、表紙・本文カラー印刷）：70部
- (3) 第5次申間市障がい者計画・第8期申間市障がい福祉計画・第4期申間市障がい児福祉計画書（A4判、約160頁、表紙・本文カラー印刷、SPコード付）：50部
- (4) 障害保健福祉関係主管課長会議要約版：出力紙1部
- (5) 上記（1）～（4）の電子データ一式

## 6 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはいけない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次本市と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 本仕様書に記載のない細部事項は、本市と受託者が協議の上定める。
- (4) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と受託者が協議の上、本業務内容を変更することができる。